

日本政策金融公庫との連携型「スタンドバイ・クレジット制度」を適用

～大阪府内の地域金融機関で、初めてスキームを適用～

大阪シティ信用金庫（本店 大阪市、理事長 高橋知史）は、日本政策金融公庫（略称：日本公庫）と連携し、「スタンドバイ・クレジット制度」（以下、「SBLC制度」）適用による海外現地法人の資金調達に対応しました。

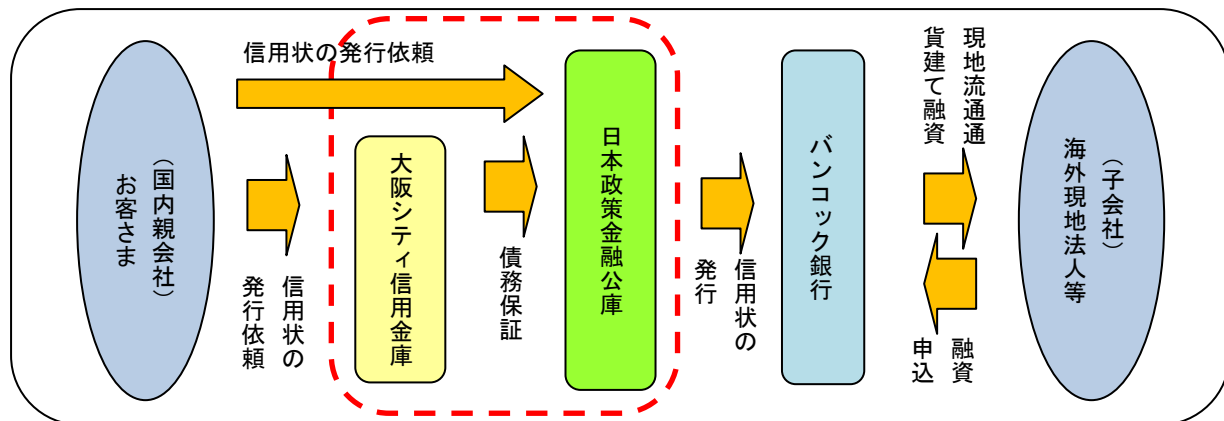
日本公庫がバンコック銀行（タイ）に対して、株式会社藤原重機（当金庫小阪駅前支店お取引先）のタイ法人向けの債務を保証する信用状を発行（6百万バーツ、円貨換算20百万円相当 ※1バーツ=3.39円で換算）し、そのうち3百万バーツについて、当金庫が日本公庫に債務を保証しました。本スキームの適用は大阪府内の地域金融機関では初めてとなります。

「SBLC制度」は、中小企業・小規模事業者が海外現地法人等と共同で新たな事業活動等を行うために必要となる現地流通通貨建て資金の調達を支援する制度で、お客さまのメリットとして、海外現地法人等が事業活動で得た資金をそのまま返済原資に利用できることによる為替リスクの回避や、資金調達手段の多様化等が挙げられます。

株式会社藤原重機は、経営強化法に基づく経営力向上計画の承認を近畿地方整備局から受け、海外現地法人と一体になって経営力向上に取り組んでおり、当金庫は日本公庫と連携し、海外現地法人の資金調達をサポートしました。

当金庫はこうした海外展開にかかる資金調達支援のほか、今後ともお客さまの幅広いニーズに応え、地元中小企業の海外進出を積極的に支援してまいります。

<SBLC制度の連携スキーム> ※海外現地法人がタイの場合



<制度適用先の概要>

企業名	株式会社藤原重機	代表者	藤原 宏行
住所	大阪府東大阪市川俣1丁目19番13号	業種	機械器具設置工事業
事業の概況			
各種機械、プラント等の運搬から解体・組立・据付までを一貫して手掛けている。海外ではタイ以外にも中国、インドネシアに進出しており、タイからインドネシアへの移設等、他国からの機械・プラント移設も可能とする。			

以上